

所管部課	健幸いきいき部 保険年金課		部長	川口 莊一	
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険税条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、出産予定がある国民健康保険の被保険者及び出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という。）に対し、産前産後期間の国民健康保険税について、免除措置を講じるため、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①対象者：出産被保険者</p> <p>②対象期間： 出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月までの計4か月間とする。また、多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3か月前から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月までの計6か月間とする。</p> <p>③免除措置する国民健康保険税：対象期間の所得割額及び均等割額</p> <p>(2) 施行日 令和6年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 出産被保険者に対し、産前産後期間の税負担について、軽減を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年 5月 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の成立。 令和5年11月 文書課において審査済み。 					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、令和5年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。